新得町畜産試験場地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

　北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号。以下「条例」という。）第17条第４項の規定に基づき、新得町畜産試験場地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

**１　指定の区域**

| 名称 | 指定の区域 |
| --- | --- |
| 新得町畜産試験場地区水資源保全地域 | 上川郡新得町字新得西7線20番地2、22番地1から4まで、22番地9から10まで、24番地1から2まで、24番地4から5まで、24番地11、24番地15、26番地1から3まで、  字新得西8線16番地、17番地、18番地、19番地、20番地1から3まで、21番地1から2まで、22番地1、22番地3、23番地1から2まで、24番地、25番地1、26番地1、  字新得西9線12番地1、13番地、14番地1から3まで、14番地5、14番地7、15番地、16番地1から2まで、16番地4から10まで、17番地、19番地1から2まで、19番地5から6まで、20番地1、20番地3、21番地1から5まで、124番地2、  字新得西10線9番地、10番地1から5まで、11番地、12番地1から5まで、13番地1から4まで、14番地1から5まで、17番地1から5まで、18番地1から2まで、  字新得西11線11番地1から2まで、12番地1から2まで、13番地1から2まで、17番地、  字新得798番地1から4まで、798番地7から12まで  ※新得町畜産試験場地区水資源保全地域区域図に示すとおり |

**２　地域別指針**

（１）指定の区域に関する基本的事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象区域 | 当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における専用水道の水源である十勝川水系ペンケオタソイ川から地表水を取り入れる新得町畜産試験場地区専用水道西７線水源地及び西９線水源地の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。 |
| 面積 | １，９８２，５４８ ㎡ |
| 区域設定の考え方 | 集水区域の全部のうち、国有地を除いた区域を水資源保全地域とした。 |
| 対象区域の状況 | 対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域に区分されているほか、森林法に基づく新得町森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）に指定されている森林が所在する区域である。  さらに、新得町畜産試験場地区専用水道西７線水源地及び西９線水源地の取水施設（給水人口：370人、給水量：381㎥/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。 |

（２）指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、新得町畜産試験場地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア　水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ　水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ　周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地取引行為を行う場合 | 事前届出 | 土地に関する権利を有している者は、契約の３月前に、その旨知事に届け出ること。 | 北海道水資源の保全に関する条例 |
| 一定面積以上の土地取引行為を行う場合 | 事後届出 | 10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の２週間以内に、新得町長を経由して、知事に届け出ること。 | 国土利用計画法 |
| 新たに森林所有者となった場合 | 事後届出 | 新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から９０日以内に、新得町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。 | 森林法 |
| 農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合 | 許可 | 農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で新得町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。 | 農地法 |
| 農地を転用等する場合 | 許可 | 農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、新得町農業委員会の許可（農地が２haを超え４ha以下の場合は知事の許可、４haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けること。 | 農地法 |
| 国内非居住者が不動産を取得する場合 | 事後届出 | 国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、２０日以内に財務大臣に届け出ること。 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 土地利用を行う場合 | 北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。 | 北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、森林の有する諸機能が発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。 | 国土利用計画法 |
| 建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合 | 許可 | 都市計画区域外であることから、１ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。 | 都市計画法 |
| 一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合 | 事前届出 | 高さ13ｍ又は延べ面積2,000㎡を超える建築物の新築・増改築及びいずれかの立面の２分の１を超える外観の修繕等、高さ5ｍを超える柵など一定規模を超える工作物の設置、土地の面積が10,000㎡又は法面・擁壁の高さが５ｍを超える開発行為を行う場合は、着工の３０日前までに知事に届け出ること。 | 景観法 |
| 屋外広告物を掲出する場合 | 禁止 | 屋外広告物の禁止地域に指定されている地域があることから、区域内で屋外広告物を掲出してはならない。 | 北海道屋外広告物条例 |
| 許可 | 屋外広告物の許可地域に指定されている地域があることから、区域内で、屋外広告物を掲出する場合は、知事の許可を受けること。 | 北海道屋外広告物条例 |
| 森林施業を行う場合 | 市町村森林整備計画に沿った森林施業を行うこと。 | 森林施業を行う場合は、新得町森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業に努めること。 | 森林法 |
| 民有林の立木の伐採等を行う場合 | 事前届出 | 民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める９０日から３０日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を新得町長に届け出ること。 | 森林法 |
| 1haを超える森林の開発行為を行う場合 | 許可 | 地域森林計画の対象となっている民有林において１haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事等の許可を受けること。 | 森林法 |
| 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合 | 事前届出 | 3,000㎡以上の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の３０日前までに、知事に届け出ること。 | 土壌汚染対策法 |
| 特定の開発行為を行う場合 | 許可 | 1ha以上の１団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を２以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。 | 北海道自然環境等保全条例 |
| 専用水道の設置等を行う場合 | 事前確認 | 一定規模以上の自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。 | 水道法 |
| 自家用工業用水道の布設を行う場合 | 事後届出 | 給水量が一日当たり５千立方メートルを超える自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。 | 工業用水道事業法 |
| 汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合 | 事前届出 | 有害物質を含む汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する６０日前までに知事に届け出ること。 | 水質汚濁防止法 |
| 下水道法による特定施設を設置する場合 | 事前届出 | 人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の６０日前までに、新得町長に届け出ること。 | 下水道法 |
| 廃棄物処理施設を設置する場合 | 許可 | 廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合 | 事業計画書の提出 | 廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。 | 北海道循環型社会形成の推進に関する条例 |
| 砂防指定地内で工作物の設置等を行う場合 | 許可 | 砂防指定地があることから、指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合は、知事の許可を受けること。 | 砂防法 |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合 | 事前届出  事前協議 | 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。  また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が１ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。 | 文化財保護法 |
| 特定工場を設置等する場合 | 事前届出 | 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の９０日前までに、新得町長に届け出ること。 | 工場立地法 |
| 鉱物を採掘する場合 | 認可 | 鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。 | 鉱業法 |
| 鉱物を探査する場合 | 許可 | 地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。 | 鉱業法 |
| 砂利を採取する場合 | 認可 | 砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者等の認可を受けること。 | 砂利採取法 |
| 岩石を採取する場合 | 認可 | 岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事等の認可を受けること。 | 採石法 |
| 河川の流水や敷地の利用を行う場合 | 許可、届出 | 河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、１日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。 | 河川法及び普通河川管理条例 |
| 温泉の採取等を行う場合 | 許可 | 温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。 | 温泉法 |
| ホテル、旅館などの経営を行う場合 | 許可、届出 | ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。 | 旅館業法 |
| ゴルフ場の開発を行う場合 | 事前協議 | ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。 | ゴルフ場開発の規制に関する要綱 |

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。